

鹿児島空港事務所からのお知らせ

鹿児島空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（右の図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。
（法律：航空法第49条）

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に鹿児島空港事務所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます、ご回答いたします。

なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは、下記の大阪航空局 鹿児島空港事務所まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

※ お問い合わせ先

国土交通省 大阪航空局 鹿児島空港事務所

TEL 0995-58-4440

FAX 0995-58-4466



0 5 10km

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
数値地図200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平成18総複、第819号）」

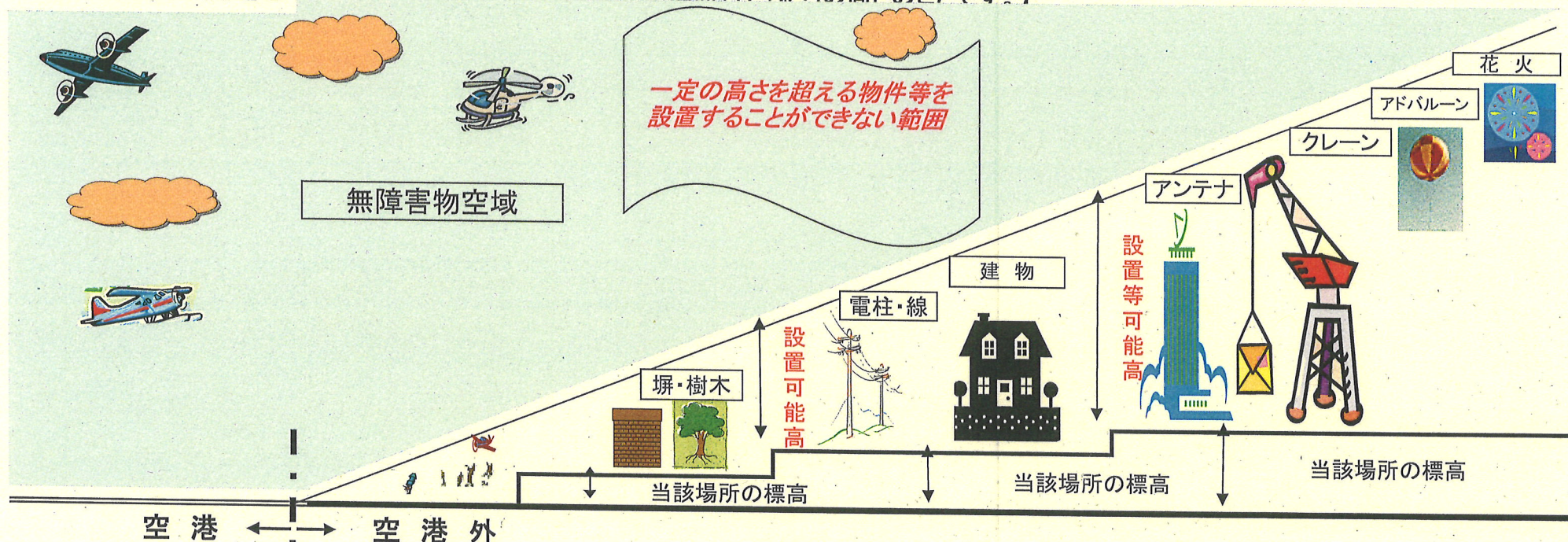
鹿児島空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があり、航空法という法律で各空港に一定の高さを超える物件等を設置できない制限表面を設定し、その制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することを禁止しております。なお、各空港ごとに制限表面の範囲が設定されておりますので、国土交通省大阪航空局ホームページをご覧ください。お気軽に下記までお問い合わせ願います。

【問い合わせ先】国土交通省大阪航空局 鹿児島空港事務所 TEL 0995-58-4440 FAX 0995-58-4466

【国土交通省大阪航空局ホームページ】 <https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/measure/restriction.html>

○空港の標高(海拔)を基準とします【※標高とは、東京湾平均海面(TP)からの高さのことです。】



(参考)

物件等の中には、建築物はもとより、クレーン等の設置、無線やテレビアンテナの設置、樹木、アドバルーンの浮揚などがあり、ラジコン機や打ち上げ花火なども対象となります。なお、物件によっては承認できるもの若しくは届出を要するものがございますので、上記までお気軽にお問い合わせ下さい。